

1. 医療的ケア児者

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

(厚生労働省HPより)

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

⇒ 電気式吸引器の支給決定されている人数

年 度	18歳未満(人)	18歳～64歳(人)	計
令和2年度	27	32	59
令和3年度	28	39	67
令和4年度	26	35	61

2. 強度行動障害

(定義)

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本人や周りの人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要。

⇒ 18歳以上は、調査項目の「行動関連項目10点以上」の人数
18歳未満は、保護者からの聞き取りによる

年 度	18歳未満(人)	18歳以上(人)	計
令和2年度	1	51	52
令和3年度	1	68	69
令和4年度	1	73	74
令和5年度(10月現在)	1	34	35